

山口県報

令和2年
7月21日
(火曜日)

目次

| | |
|--|---|
| ○規則 | 1 |
| 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課) | 1 |
| ○告示 | 1 |
| 指定代理納付者の指定(税務課) | 1 |
| 歳入の収納の事務の委託(税務課) | 2 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 2 |
| 道路の供用の開始(道路整備課) | 2 |
| ○公告 | 2 |
| 県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)の換地処分(農村整備課) | 2 |
| 宇部港湾湾計画の変更の概要(港湾課) | 3 |
| ○公安委告示 | 3 |
| 警備員指導教育責任者講習の実施 | 6 |
| ○公安委公告 | 6 |
| 契約の締結 | 8 |
| ○企業管理公告 | 8 |
| 一般競争入札の実施 | 8 |

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二十一日

山口県規則第三十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発症が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改める。

附則第八項、第十四項第二号及び第十五項中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第二百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番二号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
つながらる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 指定の期間

令和二年四月三十日から令和三年三月三十一日までの間

山口県告示第二百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
つながらる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
- 三 委託の期間
令和二年四月三十日から令和三年三月三十一日までの間

山口県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年七月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 山口旭線
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|------------------------------------|------------|------------|-----------------|--------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 山口市上堅小路字橋本二七の一地先から同市上堅小路字久保五の二地先まで | 最狭 九・八〇 | 最狭 五・八〇 | 三七・七 | 三七・七 | 道路改良工事の完了による。 |

道路の種類 県道
路線名 香山園公園線
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|-----------------------------------|------------|------------|-----------------|--------------|------------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 山口市上堅小路字久保五の二地先から同市上堅小路 同字八の一地先まで | 最狭 九・八〇 | 最狭 五・八〇 | 三七・七 | 三七・七 | 県道山口旭線の(重用)道路の区域 |

山口県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和二年七月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|------------------------------------|------------|
| 山口旭線 | 山口市上堅小路字橋本二七の一地先から同市上堅小路字久保五の二地先まで | 令和二年七月二十一日 |



(二五九) 県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分年月日
令和二年七月七日

二 換地処分内容
県管後潟上地区農地整備事業（経営体育成型）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（一六〇）宇部港港湾計画の変更の概要
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、宇部港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和二年七月二十一日

宇部港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 港湾計画の変更の概要

平成十四年六月七日山口県公告（三三二九）によりその概要を公告した宇部港港湾計画について、二十三十年代前半における取扱貨物量を四千七十万トンと想定して変更した事項は、次のとおりです。

（一）水域施設計画

イ 航路

| 地区名 | 項目 | 水 | | 幅 |
|-------|------|-----|------|-----|
| | | 深 | 積 | |
| 東見初地区 | 東航路 | 変更前 | 九・〇 | 一八〇 |
| | | 変更後 | 九・〇 | |
| 本港地区 | 本港航路 | 変更前 | 一三・〇 | 三〇〇 |
| | | 変更後 | 一六・〇 | |

| 東見初地区 | 変更前 | |
|-------|-----|-----|
| | 深 | 積 |
| | 五・五 | 七・五 |
| | 五・五 | 七・五 |

ハ 泊地の追加

| 地区名 | 水 | 面 | 積 |
|--------|------|---|---|
| 新沖の山地区 | 一六・〇 | | 二 |

二 航路・泊地

| 芝中地区 | 変更前 | | 深 | 面 | 積 |
|------|------|----|---|---|----|
| | 深 | 積 | | | |
| | 一三・〇 | 四一 | | | 三〇 |

ホ 航路・泊地の追加

| 地区名 | 水 | 面 | 積 |
|--------|------|---|----|
| 新沖の山地区 | 一六・〇 | | 四七 |

ヘ 航路・泊地の削除

| 東見初地区 | 水 | 面 | 積 |
|-------|-----|---|---|
| | 九・〇 | | 一 |

（二）係留施設計画

イ 岸壁

| 東見初地区 | 変更前 | | 水 | 深 | 又バ | は1 | 延ス | 長数 | 用 | 途 |
|-------|-----|---|---|---|----|----|----|----|---|---|
| | 深 | 積 | | | | | | | | |
| | 七・五 | 五 | | | | | | | | |

(四) 廃棄物処理計画
廃棄物埋立護岸

| 名称 | 起点 | 終点 | 車線数 |
|-----------|--------|------|-----|
| 臨港道路新沖の山線 | 新沖の山埠頭 | 工業道路 | 二 |

口 道路の追加

| 名称 | 項目 | | 起点 | 終点 | 車線数 |
|-----------|------|------|----------|----------|-----|
| | 変更後 | 変更前 | | | |
| 臨港道路新町線 | 新町埠頭 | 新町緑地 | 市道東海岸通り線 | 市道東海岸通り線 | 二 |
| | 変更後 | 変更前 | | | |
| 臨港道路芝中通り線 | 芝中緑地 | 芝中緑地 | 市道芝中通り線 | 市道芝中通り線 | 四 |
| | 変更後 | 変更前 | | | |

(二) 臨港交通施設計画
イ 道路

| 地区名 | 項目 | | 深さ (メートル) | パイプ数 | 用途 |
|-------|-----|---------------|--------------|------|---------------|
| | 変更後 | 変更前 | | | |
| 東見初地区 | 三・〇 | 四・五 | 一 | 一 | 一般船用 危険物船用 |
| | 専用 | 専用又は 公共用の別 | | | |

ハ 係船くいの削除

| 地区名 | 項目 | | 深さ (メートル) | パイプ延長数 | 用途 |
|--------|------|---------------|--------------|--------|------|
| | 変更後 | 変更前 | | | |
| 新沖の山地区 | 一六・〇 | 一六・〇 | 一 | 一 | 一般船用 |
| | 公共用 | 専用又は 公共用の別 | | | |

ロ 岸壁の追加

| 変更後 | 変更前 |
|-----|-----|
| 七・五 | 四・五 |

| 名称 | 起点 | 終点 | 車線数 |
|-----------|------|---------|-----|
| 臨港道路芝中通り線 | 芝中緑地 | 市道芝中通り線 | 四 |

口 道路(緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設)

| 地区名 | 深さ (メートル) | パイプ数 |
|------|--------------|------|
| 芝中地区 | 二二・〇 | 一 |

(六) 大規模地震対策施設計画
イ 岸壁(緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設)

| 地区名 | 延長 (メートル) |
|-------|--------------|
| 東見初地区 | 一、一五〇 |

ロ 海浜の削除

| 本港地区 | 項目 | | 積 (ヘクタール) |
|------|-----|-----|--------------|
| | 変更後 | 変更前 | |
| | 六 | 九 | |

(五) 港湾環境整備施設計画
イ 緑地

| 地区名 | 項目 | | 廃棄物 量 (立方メートル) | 海面処分用地及び海面 処分・活用用地の面積 (ヘクタール) |
|--------|-------|------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 変更後 | 変更前 | | |
| 新沖の山地区 | 一、一一二 | 六一〇 | 九二 | 七二 |
| | その他 | しゅんせつ土砂その他 | | |

| 地区名 | | 項目 | | 面積 (ヘクタール)積 | | 用途 | |
|--------------------------------|--|--------|-----|----------------|--|---------|--|
| (ハ) 土地利用計画 | | | | | | | |
| 地区名 | | 項目 | | 面積 (ヘクタール)積 | | 用途 | |
| 新沖の山地区 | | 変更後 | 変更前 | 面 | | | |
| | | 九二 | 七二 | (ヘクタール)積 | | | |
| (七) 土地造成計画 | | | | | | | |
| 名称 | | 起 点 | | 終 点 | | 車線数 | |
| 臨港道路新沖の山線 | | 新沖の山埠頭 | | 工業道路 | | 二 | |
| へ 道路(幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設) | | | | | | | |
| 地区名 | | 水 | | (メートル)深 | | パ ー ス 数 | |
| 新沖の山地区 | | 一六・〇 | | | | 一 | |
| ホ 岸壁(幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設) | | | | | | | |
| 名称 | | 起 点 | | 終 点 | | 車線数 | |
| 臨港道路東見初一号線 | | 新東見初埠頭 | | 市道岬沖空港線 | | 四 | |
| ニ 道路の削除 | | | | | | | |
| 地区名 | | 水 | | (メートル)深 | | パ ー ス 数 | |
| 東見初地区 | | 七・五 | | | | 一 | |
| ハ 岸壁の削除 | | | | | | | |

| 本港地区 | | | | | | 芝中地区 | | | | | | 東見初地区 | | | | | | | | |
|------|---|---|-----|---|----|------|---|----|-----|---|----|-------|---|----|-----|----|----|---|----|----|
| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更前 | | | 変更後 | | | 変更前 | | | 変更後 | | | | | |
| 一 | 九 | 六 | 二 | 二 | 二 | 六 | 一 | 三 | 九 | 一 | 二 | 五 | 九 | 二 | 一 | 二 | 二 | 一 | 二 | 三 |
| 工 | 業 | 緑 | 交 | 港 | 埠頭 | 交 | 港 | 埠頭 | 交 | 工 | 埠頭 | 交 | 工 | 埠頭 | 港 | 埠頭 | 埠頭 | 港 | 埠頭 | 埠頭 |
| 用 | 用 | 地 | 機 | 湾 | 頭 | 機 | 湾 | 頭 | 能 | 業 | 頭 | 能 | 業 | 頭 | 用 | 湾 | 頭 | 用 | 湾 | 頭 |
| 地 | 地 | 地 | 能 | 関 | 用 | 能 | 関 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 連 | 関 | 用 | 連 | 関 | 用 |
| | | | 用 | 連 | 地 | 用 | 連 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 用 | 用 | 地 | 用 | 用 | 地 |
| | | | 地 | 用 | | 地 | 用 | | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 |

| | | | |
|------------------|-----|-----|----------------------------|
| 芝 中 地 区 | 地区名 | 港区 | 規 模 及 び 配 置 |
| | 地区名 | 湾施設 | |
| | | 岸壁 | 水深二二・〇メートル |

口 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設計画

| 本 港 地 区 | 芝 中 地 区 | 東 見 初 地 区 | 項目 | |
|---------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------|----------------------------|
| | | | 変更後 | 変更前 |
| 変更後 防波堤 物揚場 埠頭用地 | 変更前 防波堤 物揚場 埠頭用地 | 変更後 岸壁 物揚場 埠頭用地 | 変更前 小型棧橋 | 変更後 物揚場 小型棧橋 埠頭用地 |

(九) その他の計画
イ 小型船だまり計画

| 新 沖 の 山 地 区 | 変更後 | | 変更前 | |
|----------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| | 三九 海 面 処 分 用 地 | 二 交 通 機 能 用 地 | 五二 埠 頭 用 地 | 七二 海 面 処 分 用 地 |
| | | | 二 交 通 機 能 用 地 | 一一 九 工 業 用 地 |
| | | | | 二 交 通 機 能 用 地 |

山口県公安委員会告示第三十三号
警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和二年七月二十一日
山口県公安委員会



二 将来構想
新沖の山地区において、外内貿貨物の需要動向等を踏まえ、引き続き岸壁の拡張について検討が必要であるため、「将来構想」を設定する。
山口県土木建築部港湾課

| 地区名 | 港湾施設 | 規模及び配置 |
|-----------------------|------|-----------------------|
| 芝 中 地 区 | 岸壁 | 水深四・五メートル 二バース |
| 東 見 初 地 区 | 物揚場 | 水深九・〇メートル 一バース |
| | | 水深四・〇メートル 延長五五メートル |

| 新 沖 の 山 地 区 | 本 港 地 区 | |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 航路・泊地 | 岸壁 |
| 航路・泊地 | 水深一六・〇メートル 面積四七ヘクタール | 水深一六・〇メートル 幅員三〇〇メートル |
| 泊地 | 水深一六・〇メートル 面積二ヘクタール | 水深一六・〇メートル 幅員三〇〇メートル |
| | | 水深一三・〇メートル 面積三〇ヘクタール |

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

令和二年八月三十一日(月曜日)から同年九月三日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月四日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和二年九月三日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月四日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二條第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人
二 講習対象者

(一) 新規取得講習
次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。))第四條に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。))第一條第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した者

オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上

第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間
令和二年八月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。))、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
I P R形警察移動無線通信システム移動用無線機 百七十六台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年四月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号
- 六 落札金額
一億三千二百二十八千七百円
- 七 入札公告日
令和二年二月二十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年七月二十一日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
物品等の名称
電気
 - (二) 物品等の予定数量
五千百三十四万四千八百五十九キロワット時
 - (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期間
令和二年十一月一日から令和五年十月三十一日までの間
 - (五) 納入場所
西部利水事務所ほか十八箇所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約



に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和二年山口県告示第三十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和二年七月二十一日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局電気工水課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和二年七月二十一日から同年八月十四日までの午前九時から午後五時までの間、山口県企業局電気工水課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県企業局電気工水課

(三) 受領期限

令和二年八月三十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和二年九月一日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

令和二年九月一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 正司 尚義

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年八月十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県企業局電気工水課（電話〇八三一九三三―四〇三〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 51,344.859kWh of Electricity

(3) Delivery period: From November 1, 2020 to October 31, 2023

(4) Delivery place: Western Industrial Water and Electric Office and another 18 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4030)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 31, 2020 (If brought in person: 10:00 A.M. September 1, 2020)

令和二年七月二十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁